

令和5年第8回稲沢市農業委員会総会議事録

令和5年8月28日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司		
		16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
9番	橋本 淳	10番	木村 均
14番	田中 倫雄	15番	宮田 佳司
19番	八木 章嘉		

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	大島 淳嗣
主査	山本 愛	主事	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主事	後藤 涼
----	-------	----	------

午後2時03分開会

【事務局】

定刻を過ぎてはおりますが、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第8回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、橋本委員、木村委員、田中委員、宮田委員、八木委員の5名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。8月も終わりに近づきましたが、まだまだ暑い日が続きます。皆様方におかれましては、健康管理には十分に留意され、お過ごしいただきたいと思います。

それでは、只今から、令和5年第8回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は14人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、16番横井委員、17番小原委員を指名いたします。

次に日程第2議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

3ページをお願いいたします。

所有権移転の案件から説明いたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 5,123 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 340 日農業に従事しています。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在 10,843 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 300 日農業に従事しています。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在 12,933 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯では 420 日農業に従事しています。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 5,809 m²の農地を耕作しており、個人で年間 250 日、世帯では 500 日農業に従事しています。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 4,483 m²の農地を耕作しており、個人で年間 220 日、世帯では 620 日農業に従事しています。

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在460㎡の農地を耕作しており、個人で年間70日、世帯では680日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的な農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在553,754㎡の農地を経営しております。また、常時従事者数は3名で、年間を通じて農業に従事しており、農地を所有することのできる農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在18,050㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では250日農業に従事しています。

4ページをお願い致します。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人はこれまでも一部の申請地を借り受け耕作しており、今回申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在8,178㎡の農地を耕作しており、個人で年間330日、世帯では910日農業に従事しています。

5ページをお願い致します。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は自己用住宅建設予定地に隣接する申請地を取得することにより、新たに耕作を開始するものです。

受人は今回の申請で72㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号 11 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 24,341 m²の農地を耕作しており、個人で年間 180 日、世帯では 690 日農業に従事しています。

番号 12 番、13 番、14 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明いたします。

番号 12 番

申請地 地目 面積 を朗読。

6 ページをお願い致します。

番号 13 番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号 14 番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部地目については、登記は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 82,520.43 m²の農地を耕作しており、個人で年間 180 日、世帯では 360 日農業に従事しています。

番号 15 番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部地目については、登記は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 2,465 m²の農地を耕作しており、個人で年間 180 日農業に従事しています。

番号 16 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 44,594 m²の農地を耕作しており、個人で年間 80 日、世帯では 680 日農業に従事しています。

番号17番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在2,385㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では380日農業に従事しています。

番号18番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在21,844㎡の農地を耕作しており、個人で年間250日、世帯では1,000日農業に従事しています。

8ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

番号19番

申請地 地目 面積 を朗読。

地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和5年9月1日から10年間の賃借権の設定です。

受人は現在4,553㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では600日農業に従事しています。

9ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計19件、移動の土地は、田26筆17,356㎡、畑29筆15,521㎡、合計55筆32,877㎡です。

以上19件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により近藤委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いたします。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10 ページをお願いします。

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願い致します。

11 ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは自動車修理工場・駐車場を設置します。農地区分は第2種農地で、宅地 85.90㎡と一体利用します。

12 ページ総括表をお願い致します。

4条の申請件数は、1件 転用の土地 田 1筆 393㎡ 畑 1筆 20㎡ 合計 2筆 413㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

13 ページをお願いします。

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

14 ページをお願い致します。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは住宅敷地として転用します。農地区分は第3種農地で、宅地589.92㎡と一体利用します。

(番号3申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場・物干し場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地188㎡と一体利用します。

つづきまして、15 ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号4申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは店舗を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは通路を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地284.22㎡と一体利用します。

(番号6申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号7申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号8申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは自己用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは農家住宅の拡張のため転用します。農地区分は第2種農地で、宅地423.97㎡と一体利用します。

つづきまして、16ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、9件 転用土地 畑 11筆 2,411㎡ 合計 11筆 2,411㎡です。

以上5条申請 9件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第39号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第40号 買受適格証明願(農地法第5条)について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案17ページをお願いいたします。議案第40号 買受適格証明願(農地法第5条)についてです。買受適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関

する法律第28号第1項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名で
ございます。

18 ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

こちらの公売は稲沢市が行うもので、入札日は令和5年10月24日です。

19 ページ総括表をお願いします。

証明願は、1件 畑 1筆 149㎡ 合計 1筆 149㎡です。

以上、買受適格証明 1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、
買受適格者であると判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第40号 買受適格証明願(農地法第5条)については、原案どおり許可相当として愛知
県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第41号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第
1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説
明を求めます。

【事務局】

総会提出議案20ページをお願い致します。

議案第41号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定
による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利
用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権設定する相対の案件のみでございます。

21 ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和5年10月10日から令和8年10月9日までです。

22 ページ総括表をお願い致します。

田 1 筆 743 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第41号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7 議案第42号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取について を議題といたします。市から説明を求めます。

【農務課】

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明させていただきます。よろしくおねがいたします。

23 ページをお願いします。

議案第42号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取について

農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を別紙のとおり受理したので、同法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け、会長名でございます。

資料は2つありまして、一つが改正後の本文、一つが構想の本文の新旧対照表となります。

まず、基本構想とはどのようなものかということですが、基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第5条第1項に基づき愛知県が作成する基本方針に即して、稲沢市が独自に定めるものです。

この基本構想は、稲沢市において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指数や、農業経営者に対する農用地の利用目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定めており、稲沢市の将来の農業の方向性、特にその中で育成していく経営体制の展望を示すものであります。

また、この基本構想は農業振興の各種施策において、事業を実施する際の根拠として欠かせないものとなっております。

今回は令和5年4月に愛知県の基本方針が改正されたことを受け、農業経営基盤強化促進法第6条第3項に基づき、稲沢市の基本構想も併せて改正することになりました。

それでは説明に入りますが、基本構想はたいへん文書の量が多く、すべてを読み上げますと大変時間がかかるため、本文ではなく、新旧対照表を用いて主な変更点のみを抜粋して説明させていただきます。

まず、構想の本文の新旧対照表をご確認ください。

左が現行、右が改正後で、改正点には下線が引いてあります。

主な変更点ですが、構想全体にわたる変更点として、「人・農地プラン」に関する文言を「人・農地プラン及び地域計画」に変更しました。

また、「利用権設定等推進事業」などの利用権設定に関連する文言を「利用権の設定等」に修正しました。

また、強い農業づくり総合支援交付金などの各種補助金の名称の変更を行いました。

また、愛知県の「基本方針」や法令等を参考にして、「農業次世代人材投資事業」を「経営開始資金」に修正するなど、文言の修正を行いました。

2ページをお願いします。県の基本方針にならって、農業経営の目標年度を「令和12年」から「令和14年」に変更しました。

3ページをお願いします。認定新規就農者の目標所得の算定根拠について追記しました。

ページをはねていただいて、10ページをお願いします。県の基本方針にならって、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を新設しました。具体的には、農業を担う者の確保及び育成の考え方、本市が主体的に行う取組、関連機関との連携、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供についての事項を新設しました。

ページをはねていただいて、15ページをお願いします。「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」を「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」に変更しました。地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の

集約化を進める旨を追記しました。

ページを1枚はねていただいて、16ページの上段をお願いします。農業経営基盤強化促進事の一例として、①地域計画に関する事業、について追加しました。

また、利用権の設定等に関する事業についてを①から⑩に移動しました。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【横井委員】

新旧対照表の17ページ以降ですが、現行かなりの情報があるが、改正後は短くまとめられているが、今回は省いたということによろしいでしょうか。

【農務課】

こちらの事項につきましては、利用権設定について述べており、記載の場所が移動しております。改正後の30ページ以降に記載があり、内容について、変更点はありません。

【横井委員】

もう一点、18ページの改正後に、「地域計画の策定に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗状況を毎年実施すること」と記載があるが、「市が実施する」とした方がいいのではないのでしょうか。

【農務課】

市が主体的にするという表現に変えるということによろしいでしょうか。

【横井委員】

はい。検討をお願いします。

【会長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第42号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長に報告することに、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第8 報告第22号 現況証明願の報告についてから日程第10 報告24号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは24ページをお願いします。

報告第22号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

25ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和38年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和62年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和22年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

平成13年より保育園の駐車場として一体利用しておりました。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和61年より倉庫敷地として利用しておりました。

つづきまして、26ページをお願いします。報告第23号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

27ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場の設置による転用でございます。

28ページの総括表をお願いします。

申請件数 1件 田 2筆 158㎡。 合計 2筆 158㎡です。

つづきまして29ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅敷地の拡張による転用でございます。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、庭・駐車場による転用でございます。

番号6番と7番は受人が同じで、目的も同一事業のため、一括で説明いたします。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

つづきまして、権利設定の案件です。

30 ページをお願いします。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定で、診療所の建築による転用でございます。

31 ページ総括表をお願いします。

申請件数 9件 田 7筆 3,398 m² 畑 6筆 1,428 m²

合計 13筆 4,826 m²です。

つづきまして、32 ページをお願いいたします。

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け提出、会長名です。

33 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため賃借権を解除します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため賃借権を解除します。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

34 ページの総括表をお願いします。

申請件数 4 件 田 7 筆 3,710 m² 合計 7 筆 3,710 m²です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和5年第8回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時45分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

16 番委員

横井 彰夫

17 番委員

小原 正広